

第116回東京都北区都市計画審議会

議事録

◇ 日 時 令和7年11月5日（水）
午前10時00分～午前10時54分

◇ 場 所 区役所第一庁舎 第二委員会室

◇ 出席委員 16名

会長 久保田 尚

副会長 村上 美奈子

委員 北原理雄 三浦 隆 宮崎 黙

青木 博子 石川 さえだ 小田切かずのぶ

永沼 かつゆき 本田 正則 岡村 雅明

下山 豊 鈴木 啓三 齋藤 正美

阿部 伊織 河本 知幸

◇ 欠席委員 2名

委員 宮島修 成川友英

1. 開会

(まちづくり部長)

皆さんおはようございます。

定刻となりましたので、ただ今から、第116回東京都北区都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私はまちづくり部長でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2. 委員等の紹介

(まちづくり部長)

※委員等の紹介を行う。

3. 出席委員数の報告

(まちづくり部長)

※18名の委員のうち、現在16名が出席しており、会議が有効に成立していることを報告する。

4. 資料の確認

(都市計画課主事)

※資料の確認を行う。

5. 議事

(会長)

皆さんおはようございます。今日はご参集いただきましてありがとうございます。

本日も円滑な運営にご協力のほどよろしくお願いします。

まず、先ほど事務局からご報告ありましたように、本日の会議は有効に成立しております。それから議事録の作成ですけれども、議事録署名人を私のほかに下山委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

はい、よろしくお願いします。

では、議事に入りますが、この審議会は原則公開となっております。

傍聴ご希望の方は、いらっしゃってますでしょうか。

(都市計画主査)

本日2名いらっしゃっております。

(会長)

はい、それでは傍聴の方の入場を許可したいと思います。

(傍聴人入場)

(会長)

それでは議事に入ります。

今日は諮問案件が1件ですね、第311号議案「東京都市計画道路幹線街路放射第10号線及び環状第8号線の変更について」、これは東京都決定でございます。これを議題といたします。

ではまず、事務局からのご説明をお願いします。

(都市計画課長)

恐れ入りますが、右上のほうに資料1と書かれてございます、第311号議案「東京都市計画道路幹線街路放射第10号線及び環状第8号線の変更について」(東京都決定)に関する資料をお願いいたします。

表紙をおめくりいただきまして、右下にページ番号が振ってございますので、そちらのほうを参照しながらご覧いただきたいと存じます。

まず1ページ目でございますけれども、本都市計画審議会への諮問文の写しとなってございます。項番1の諮問する都市計画の種類及び名称、項番2の答申の期限についてはお示しのとおりでございます。

おめくりいただきまして2ページをお願いいたします。概要書になります。

項番2の位置から項番4の変更理由につきましてはこの後、順にご説明いたします。

項番5のこれまでの経過と今後の予定でございますけれども、8月22日と23日の二日間に渡りまして、変更素案の説明会を開催し、10月8日から22日にかけましては、変更案の公告、縦覧のほうを実施しております。そして、12月23日に開催を予定されてございます、東京都都市計画審議会での審議のうち、時期は未定ではございますけれども、都市計画決定と告示を行う予定でございます。

おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。こちらは都知事からの意見照会文の写しとなってございます。

おめくりいただきまして、4ページから7ページまでが、計画書でございます。

こちらの計画書でございますけれども、路線全体の名称、位置、区域、構造等を記しており、4ページ目が放射第10号線について、5ページと6ページが環状第8号線についての記載となってございます。

恐れ入りますが、7ページをお願いいたします。今回の変更概要となってございます。

このあと、計画図を参照しながら、こちらの内容については説明させていただきたいと存じます。

おめくりいただきまして、8ページをお願いいたします。A3版の折り込みになってございます。このページの中ほど上部の、岩淵町地内の赤い太線で囲まれた部分、こちらが今回の変更箇所になります。

恐れ入りますが、9ページをお願いいたします。こちらが計画図でございます。今回の変更でございますけれども、はじめに、放射第10号線の変更についてです。図の黄色い部分の放射第10号線を廃止いたしまして、放射第10号線支線1、こちらの方を放射第10号線に変更いたします。それとともに、放射第10号線がつながる形になるように、図の中ほどの環状第8号線と書かれている部分を放射第10号線に変更いたしまして、この放射10号線がアルファベットのLのような形でつながるように今回変更をいたしま

す。この変更に伴いまして、放射第10号線については30mであった幅員を、25mから30mと幅を持たせるように、また、約13,450mであった延長が約13,370mに変更いたします。環状第8号線については、路線の一部が放射第10号線に変更されたことによりまして、その延長が約43,840mから約43,660mに変更されます。

これが今回の主な変更の内容となってございます。

恐れ入ります、おめくりいただきて10ページをお願いいたします。こちら、案の理由書でございます。

項番2の理由の中ほどになりますが、本線と支線の交差点形状に関する計画の実現性や、支線の要否を検討した結果、周辺の道路によって交通動線が確保され、周辺交通に大きな問題がないことなどが確認されたことから、放射第10号線について、一部線形の変更をし、放射第10号線支線1を廃止するとともに、一部幅員及び延長の変更、一部車線数の決定を行う、また、放射第10号線の変更に伴い、幹線街路環状第8号線の終点位置、延長を変更するとしています。

資料1の最後、11ページをお願いいたします。こちら先ほど縦覧をいたしましたとご説明申し上げましたけれども、この都市計画の案に対する意見書の提出状況についてですが、この期間中に意見書の提出は、ございませんでした。

雑駁ではございますけれども、第311号議案「東京都市計画道路幹線街路放射第10号線及び環状第8号線の変更について」の説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

それではただいまのご説明につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手のうえご発言をお願いいたします。

特に、ございませんでしょうか。

(なし)

(会長)

よろしければ採決に移ります。

よろしいですか。

(なし)

(会長)

はい、では採決に移ります。

第311号議案「東京都市計画道路幹線街路放射第10号線及び環状第8号線の変更について」、これは東京都決定の案件でございますが、本件は原案を了承するという旨区長へ答申するということで、賛成の方挙手をお願いいたします。

(全会一致)

(会長)

ありがとうございます。皆さんに挙手をいただきましたので、本案は全員賛成ということで、区長に答申させていただきます。ありがとうございました。

では次は報告事項ですね、「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）中間のまと

め」について、ご報告のほう、お願ひいたします。

(都市計画課長)

続きまして、資料2・報告事項「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）中間のまとめ」についてでございます。

恐れ入ります、資料2の1ページをお願いしたいと存じます。

東京都におきましては、約3,200kmの都市計画道路が計画決定されてございます。

これらの整備を計画的、効率的に進めるために、概ね10年間で整備する路線を示した事業化計画を過去4度にわたり定め、事業の推進に努めております。

現状はこの第四次事業化計画に従いまして整備をしているところでございます。

現行の整備方針（第四次事業化計画）が、令和7年度末までであることから、新たな「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」の検討に着手いたしまして、人や物の交流を支える道路ネットワークを充実するために、都と区市町が密接に連携をいたしまして、社会経済情勢の変化や道路に対するニーズの多様化などを踏まえながら、現在検討を進めております。

検討にあたりましては、項番3の検討体制にお示しのように、各種会議体を設置し、都と区市町が協力しながら、項番4の策定スケジュールに沿って、検討を進めているところでございます。

本日は、本年7月にまとまりました、「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）中間のまとめ」について、概要版を元にご報告させていただきます。

なお、この中間のまとめでございますけれども、7月29日から8月29日までの1か月間パブリックコメントを実施し、現在、東京都において意見の取りまとめを行っている最中でございます。

おめくりくりいただきまして、資料2の2ページから5ページまでが、中間のまとめの概要版となってございます。

3ページをお願いいたします。こちらでは、都市計画道路の現状と東京を取り巻く社会情勢の変化や課題、上位計画における東京の将来像を踏まえて設定した道路整備の基本理念と基本目標をお示ししております。

「都市計画道路ネットワークを形成・充実し、次世代を見据えた円滑な自動車交通と良質な歩行者空間が共存した都市を実現」を基本理念といたしまして、「都市の強靭化…防災・輸送…」、「人やモノの自由な移動…活力・競争力…」、「安全で快適な道路空間の創出…憩い・にぎわい…」、「都市環境の向上…環境・緑…」の4つを基本目標としております。

おめくりいただきまして、4ページをお願いしたいと存じます。

上段の「整備方針に定める基本的事項及び策定手順」では、2050年代の東京の姿を見据え、これまで計画期間を10年としておりましたが、事業の長期化などを考慮いたしまして、計画期間を15年間と定め、都市計画道路の整備に関する「基本理念」、そして「基本目標」の実現に向け、都市計画道路の必要性の検証、優先整備路線の選定と道路空間のリメイクの検討に取り組んでまいります。計画期間は延びましたけれども、社会情勢の変化等に対応するために、計画期間内の中間年次におきまして必要な検証を行うというふうな形になってございます。

こちらの図にお示しのように、「基本理念」そして「基本目標」を踏まえまして、未着手の都市計画道路について、必要性の検証を行い、検証の結果、必要性が高い都市計画道路の中から、計画的かつ効率的に道路整備を進めるために、計画期間内で優先的に整備すべき路線として優先整備路線を選定いたします。さらに、必要性が低い都市計画道路については、整備方針策定後に計画廃止に向けた検討のほうを行ってまいります。

また、今回新たに出てきた考え方でございますけれども、完成後の都市計画道路等を対象としたとして、回遊性や滞在の快適性など、多様化いたしますニーズや、次世代モビリティの社会実装といった技術革新などに応じまして、道路空間のリメイク候補路線についても検討しているところでございます。

その中でまず、都市計画道路の必要性の検証でございますけれども、未着手の都市計画道路を対象としたとして、ネットワークとしての必要性を検証いたします。検証にあたっては、4つの基本目標をもとに、10個の検証項目を設定いたします。このうち、検証項目の1から5、この図ですと真ん中の左側、青い枠のところでございますけれども、都全域に関わる項目として都内一律の考え方で東京都が検証いたします。その下、橙色の部分でございますけれども、検証項目6から10まで、こちらにつきましては地域に関わる項目として、検証項目の考え方に基づいて、地域の実情を踏まえて各区市町で検証の方をしてまいります。

現在、区では、都や近隣区と連携を図りながら、評価指標の内容を含め、こちらの検証を進めているところでございます。

続きまして、4ページの中ほど右の部分になりますけれども、優先整備路線の選定では、必要性が高い路線を対象に、今後15年間で優先的に整備すべき路線を選定するために、道路整備の4つの基本目標を踏まえまして、6つの選定項目を設定し、整備効果や事業の継続性、整備の順序、関連事業の状況、実現性などを考慮して、総合的に判断して選定してまいります。

こちらにつきましても、先ほどと同様、都や近隣区と連携を図りながら、現在、選定の作業を進めているところでございます。

それから4ページの一番下の部分になりますけれども、道路空間のリメイクの検討では、道路ネットワークの形成が進んでいる地域におきまして、回遊性や滞在の快適性などの多様化するニーズや、次世代モビリティの社会実装といった技術革新などに応じて、道路の幅員構成を見直すことによって、ゆとりやにぎわいなどの新たな付加価値を生み出す取組を幅広く展開するために、完成済みの都市計画道路などを対象としたとして、広域的・地域的な視点でリメイク候補路線を検討するものでございます。

こちらにつきましても、必要性の検証や優先整備路線の選定と同様に、東京都と連携しながら、現在検討を進めているところでございます。

おめくりいただきまして、最後5ページをお願いしたいと存じます。

「今後の進め方」でございますけれども、学識経験者で構成する「専門アドバイザー委員会」の専門的見地からの助言や検討結果、中間のまとめに対する皆様からの御意見などを踏まえまして、引き続き、東京都と区市町が協働で検討を進め、「東京における都市計画道路の整備方針」を策定してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、雑駁ではございますが、報告事項「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）中間のまとめ」についての説明とさせていただきます。

(会長)

はいありがとうございました。

せっかくの機会ですので何かご質問ご意見ございましたらいただきます。

いかがでしょうか。どうぞ。

(委員)

私も長いこと、建設委員会というか、都市計画審議会にも関わらせていただいているので、道路については特定整備路線というのが突然出てきたことがありまして、これは北区では全て反対の運動が起きたりしましたのでね。

そういうことも踏まえて、これから議論が、結局住民の方々の意見をどのように踏まえるかとか、それからそれを決定優先で行くのか、住民の方々のご意見をどれだけ重視するのかっていうのがね、やはり問われてくる時代に入ってるんじゃないかな、と思うんですね。

それで、今の優先整備路線の進捗状況、全部だとちょっと大変なんですが、区内の進捗状況はどんな状況ですかっていうのをちょっと確認しておきたいんですが。

(都市計画課長)

優先整備路線につきましては記憶している範囲で申し訳ないのですが、3割の進捗だったと記憶しております。

都市計画道路全体といたしましては、約65%の進捗というふうに認識してございます。以上でございます。

(委員)

そうすると、令和7年度までの計画で全部行ったとすると8割になるんだけれども、現状で65%ということでいうと、この進捗状況っていうのも、ほとんど用地の買収状況じゃないかなという気がするんですけども、この辺りはどうなんでしょうか。

(都市計画課長)

用地の買収状況ですと、もうちょっと行ったかと思いますが。

すいません、正確なところについては、確認の上、ご報告という形を取らせていただいてもよろしいでしょうか。

達成度がどこまで行って、達成度と見ているかということについて、すいません申し訳ございません。

(委員)

達成度とか、優先度も大事なんですけど、困難性もかなり大事だと思うんですね。

でもその困難性っていうところには、住民の皆さん的生活再建がどの程度進むかっていうこともかなり大きいと思うんですね。生活再建は義務ではなくて、都市計画法上努力項目になっていると思いますので、そういう意味でいうと、特に土地の所有者の方だけじゃなくて、借地権の方、それから借家の借家権といいますか、借家の方々、こうした方々の生活再建をどう保障していくかっていう非常に重要な問題があって、こことの関わりもあるって、様々な合意の形成っていうのができていくんじゃないかなと思うんですね。

だから、そのあたりは特にコミュニティを維持しながら、あるいはコミュニティの発展を目指しながら、道路を造るということは立ち退きが発生するということですので、その立ち退く方がどこ行くかっていうことを考えながらやっていくっていうのが非常に重要な問題ですので、この辺りが何らかの形ですね、盛り込まれるようにしたいんですけども、この都市計画道路の整備方針だけでは、ちょっと考えようがないのかなっていう気もするし、そうは言っても、何らかのものが盛り込まれるように、意見を出していただければありがたいなというふうに思います。

(会長)

はい、ご意見承りました。技術情報については後日ご報告のほうよろしくお願ひします。ありがとうございました。

それでは、どうぞ。

(委員)

ちょっと聞きたいんですけども、私初めてなもので、ちょっと野暮な質問かもしれませんけれども、この放射第10号線というのが変更になって、放射第10号線の支線1のほうにも戻ったってことですよね。

ということはこの放射第10号線ということをやろうとしたならば、これだけの借地の人、家の方々がいるから、その土地の買い上げだとかいろいろなことで大変だったと思うんですよね。

それで先ほども、そこまで言われるんだったら、前のこの案のほうでいいんじゃないかということで、手を挙げさせていただいたわけなんですけれども。

この計画、放射第10号線というのが計画されたのは何年ぐらい前なんですか。

(会長)

はい、では先ほどの件です。

(都市計画課長)

放射10号線でございますけども、昭和21年にこちら都市計画決定をされてございます。

(委員)

それからそのまままだということですね。

(都市計画課長)

そうです。事業が進んでないということです。

(委員)

ということは、ここに住んでいる方々は、将来道路になるかもしれないということで、例えば建築だとそういうことなんかを控えていた可能性もあるわけですね。

(都市計画課長)

都市計画道路に計画されている範囲につきましては、建築の制限がかかりますので、例えばその部分に建てるにあたっても制限かかりますし、委員がおっしゃられたように、計画があるのだからというところで、建て替えるのを控えていた方も一定数いらっしゃるというふうには認識してございます。

(委員)

今回こういうふうに東京都から言われたということで、公示して、文句が出なかったというか、そのことに対して何もなかったということで問題なかったということだと思うんですけども、これからそういうことがあったときには、何か出てきたときにはどういうふうな対応をしていくか、そういうことは何か考えられているんでしょうか。

(都市計画課長)

この放射第10号線でございますけども、説明会を2回ほど開催いたしまして、8月22日、23日と説明会を開催したんですけども、その中で参加された方からは、この放射第10号線を廃止することについての大きな反対の意見はございませんでした。

ただ、一方で、何でもっと早くできなかつたのかといったような、苦言めいたご意見は出されたところでございます。

ですので、今回この放射第10号線の計画がなくなることによりまして、これまでそこ

の場所で建て替えるときにかかっていた制限というものがすべからなくなるといったような形になります。

(委員)

その中で税制上の優遇だとかいうのは、今まであったわけですか。

(都市計画課長)

都市計画道路部分につきましては税制上優遇する制度がございます。

(会長)

はいその他。
どうぞ。

(委員)

ちょっと確認なんですけど、北区で幹線道路というのは、環七、北本通り、明治通り、この3本でよろしいのでしょうか。

(都市計画課長)

幹線街路と言われるものにつきましては、委員がおっしゃられたように、明治通りであるとか、環状7号線、環状8号線もそうですね。それから、あとは放射10号線の本郷通りとかも幹線街路となってございます。

(委員)

そうするともし北区で、この幹線道路を整備していく順序ですかね、優先度が高い幹線道路はどれかってのはお分かりになっているのでしょうか。

(都市計画課長)

こちらの幹線道路につきましては、広範な範囲になるということと、道路の規模が大きいもので、施行主体としては、東京都が主体となって整備するような形になってございます。

一方で、幹線道路よりも例えば交通量が少ないのであるとか幅員が少ないものについては、一部、区のほうで施行するものもございますけども、基本的に都市計画道路の整備というものにつきましては、東京都が事業主体となってございますので、その中でどういう順位付けになるのか、先ほどご説明申し上げましたけども、その中でも優先的に整備するものを、優先整備路線というところに位置付けて、この計画期間15年間の中で優先的に整備していきましょうといったような、それぐらいの順位づけになってございます。

(会長)

その他どうでしょう。
どうぞお願ひします。

(委員)

整備方針とは少し違うかなとは思っているんですが、この地域に関わる検証項目の中の9番目の、「命を守る道路のネットワークの形成」、これは非常に大切な視点だと思っておりますので、これは地域・区市町村が担って検討していくということですので、この命を守る道路のネットワーク、ここをしっかりと取り組んでいただきたいなということと併

せて、非常にピンポイントで申し訳ないんですけれども、環状7号線の宮堀交差点のところ、隅田川を渡るところが、今、多様化するニーズという中では、車に対するニーズはあるんですけれども、歩行者に対するニーズというのが、この道路のネットワークの中で、少し欠けている部分があるかなというふうに思っておりまして。階段しか、この橋を渡る、道路を渡る手段がないんですね。

多少スロープもありますけれども、自転車だと、ベビーカーだと、高齢者、そういう方の視点、歩行者の視点というものも、この道路のネットワークには必要になってくるのではないかというふうに思っておりまして、そのところの考え方というのはどういうふうになっているか、お示しいただければと思います。

(都市計画課長)

当然、現在区としてもバリアフリーを進めているところでございますので、今後整備していく路線につきましては、その設計の段階から、このバリアフリーはどうしようかということを踏まえて、その道路の設計というものをするというのがまず大前提です。

それから、もうすでに完成している路線につきましては、現在道路の管理者の方と、北区としてもやはりそういうご意見・ご要望があるということを伝えながら、その辺のバリアフリーについては進めていきたいというふうに考えているところでございます。

(会長)

他ございますでしょうか。どうぞ。

(委員)

これ、要望になるんですけど、今の北区と隣の埼玉との往来する橋が、戸田橋と新荒川と鹿浜と、3本しかないんですよね。もし大災害が起きたときに、埼玉のほうから応援が来るときの場合、3本とも橋が壊れた場合、もしできれば、あと何本か、橋か何かを造っていただけるというような計画があれば、住民としてはいいかなと思ってるんですけど。

あと、3本とも確かに交通渋滞で、特に北区のほうは環状8号線・鹿浜から北区に入ってくると大渋滞になるんですよね。

ですから、環状7号線のところにもう1本大きい橋か何かがあると、北区の住民としては大変、交通渋滞も緩和されていいかなと思っているので、ちょっと検討があれば教えていただきたいのですけど。

(都市計画課長)

新たに橋を設けるとなってくると、やはりその用地の話ですとかなかなか厳しいもののがございまして、現状新たに橋を架けるというような計画は聞いてございません。ただ、一方で委員がおっしゃられたように、防災上の観点からいきますと、川を挟んだ近県とのネットワークというものは非常に大事だというふうに考えてございますので、何かの折を見て、東京都なりへはちょっとこういう意見があったということを伝えていきたいというふうに考えてございます。

貴重なご意見、ありがとうございました。

(会長)

はい、よろしくお願いいいたします。ありがとうございました。

その他ございますか。はいどうぞ。

(委員)

今回報告ということでございますので、意見とあと1点理解を深める上でお伺いしたいことがございます。

まずこの「整備方針に定める基本的事項及び策定手順」の中で、今インフラ工事とか様々な工事については、事業の長期化というのが、現実なっておることから、この計画期間を10年から15年に変えたということは、非常に現実的だなと思っているところでございます。

その上で、都市計画道路の必要性の検証をして、必要性の高い路線に関しては、優先整備路線を選定すると。

その選定項目の中、6項目ございますけれども、5項目に関しては何となく理解はできます。この、5番目の「国際競争力の強化」というのは、これは具体的にどのようなイメージであるのか、お聞かせいただければと思います。

(都市計画課長)

こここのところ、海外からのインバウンドの方が増えてございまして、東京のそのポテンシャルを最大限に生かして、世界から人ですとか投資を呼び込み、例えばアマゾンなりそういうEC市場というのも今、どんどん増えてございます。

例えば、そういうものの対応、そういう物流への対応ですとか、例えば観光の拠点への移動を円滑にするといったところで、そういうことが国際競争力の強化に繋がるというふうな考え方でございます。

(委員)

ありがとうございます。伺ってよかったです。

なかなかこの文字だけですと、分かりづらいところがありました。確かに今、インバウンドとか国際競争力というのは非常に大切なことになっておると認識しております。

2050年ということを見据えた東京の姿ということでございますので、人口減少も踏まえた上で、東京の、また日本の競争力を高める上では非常に大切な視点なのかなというふうに理解しました。ありがとうございます。

(会長)

その他ございますでしょうか。はいどうぞ。

(委員)

議論しているうちに思い出したことがございまして、1つは前に質疑させていただいた旧古河庭園なんですけれども、これが都市計画公園なんですが、道路拡幅で狭くなるっていうところと、そのまま維持するのかっていうところと調整が必要なんじゃないかっていう問題が以前ありました。

こういう調整はどういうふうにして、この中で進めていくのかっていうのが1点。

それからもう1つは、街路樹が今、特にヒートアイランド化の中で非常に重要視されるようになってきているんですけども、こうした問題については、街路樹となるとやはり道路の問題じゃないかなと思いますし、単なる縁ではなくてやっぱり影のある高木がいいねっていうのが、最近随分問題として提起されるようになっておりますので、この辺りはぜひ提起していただきたい問題だな、議論の中ではどのようにになっているかな。

先ほどもありましたけど、バリアフリーの問題もとても大事だと思いますし、ネットワークの問題もちょっとなかなか理解しがたいところがありまして、例えば私の地域で言いますと補助92号線という道路があります。これが上野からずっと来るはずだったのですが、西日暮里でストップということになりました、西日暮里からこちら側はやるか、それ

から途中が廃止になりましたので、そうするとネットワークとして繋がらないところが出てくると。それも東京都は容認したわけですから、ネットワークの考え方も変わりつつあるというふうに認識してよろしいんですねということをちょっと確認しておきたいんです。

(都市計画課長)

まず、旧古河庭園の都市計画公園の範囲と都市計画道路の重複についてでございますけれども、今回の整備方針の中では、個別具体的なまでの詳細についての議論はしてございません。

ただ一方で、当然事業化に向けては、その辺の整理というものが非常に大事なのかなというふうには感じてございます。

それから街路樹の話でございますけれども、当然、都市計画道路を造るときには、やはりその辺のグリーンインフラというものが非常に大事だといったような考え方もございますので、当然、その設計の中ではその街路樹をどういうふうにしていくかといったものは、念頭に置いた上で、設計のほうはするものだというふうに考えてございます。

それから3点目が、補助92号線の件でございますけども、東京都といたしましては、やはりその道路ネットワークというものは重要視してございます。

そのときに、1つの指標となる交通量があるところを、どういうふうにネットワークとして捌こうかということを考えてございますので、当然今ご案内のございました、補助92号線、こちらにつきましても、その辺のネットワークの話、北区のほうで設定する地域的な項目を踏まえて、現在、東京都のほうと議論というか調整をしているところでございます。

以上でございます。

(委員)

特に、交通量だけというわけではなさそうですし、それから捌けるかどうか、つまり他のところで捌けるかどうかということと、途切れても問題なく他のところで捌けるのかという辺りを検討するということになると思いますね。

そのあたりをしっかりとしていただきながら、環境上のことともよく考えていただきたい。

先ほども出ましたけど、街路樹は特に高木をしっかりと確保するということを、改めて意見としても述べていただきたいところかなというところあたりは、ちょっと強調しておきたいと思います。

(会長)

他ございますでしょうか。
よろしゅうございますか。

(なし)

(会長)

はいそれでは、この件は今年度中に整備方針として策定されるようなので、皆さんも注視いただきたいと思います。

6. 閉　　会

(会長)

それでは報告事項も以上となりますので本日の議事は以上で終了ということになります。ご協力ありがとうございました。

それでは事務局にマイクをお返しいたします。

(まちづくり部長)

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご審議を賜りましてありがとうございました。

本日の議題はすべて終了しましたのでこれをもちまして閉会とさせていただきます。

皆様どうもありがとうございました。